みどり市小規模契約希望者登録申請の手引き

（令和２・３年度用）

【問い合わせ】
みどり市総務部財政課　契約検査係
電話 0277-76-0963（直通）

【１】基本事項　◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

１－１．小規模契約希望者登録制度とは

本制度は、市が発注する小規模な工事、修繕、役務、業務、物件借入、物品購入等のうち、小額で内容が軽易な案件の受注希望者を事前に登録する制度で、市内小規模業者の受注機会を拡大し、積極的に業者選定の対象とすることによって市内経済の活性化を図ろうとするものです。

１－２．対象者

申請をすることができるのは、以下の要件を全て満たしている者です。

（１）みどり市内に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人
　※　建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等を問いません。

（２）市税の滞納がない

（３）次のいずれにも該当しない（いずれかに該当する場合は登録できません）
　①みどり市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者
　②希望業種を履行するために必要な資格・許可を有しない者
　③成年被後見人、被補佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない者
　④みどり市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団等
　⑤その他、公共発注の相手方として不適当と認められる者

１－３．申請期間

令和２年１月１４日（火）　～　令和２年１月３１日（金）

（ただし、土曜日・日曜日・祝祭日は除きます）

※　上記期間外の申請は、令和２年４月１日以降に随時受付します。

１－４．受付時間

午前８時３０分　～　午後５時１５分

１－５．申請場所

みどり市役所笠懸庁舎　２階　総務部財政課（契約検査係）

１－６．名簿に登録される期間

令和２年４月１日～令和４年３月３１日　（１－３の受付期間内に申請された場合）

※　随時申請にかかる登録期間は、資格認定日～令和４年３月３１日となります。

１－７．登録者の取り扱い

申請に基づき審査を通過した者は、名簿に登録して庁内（市関係部署）で公開し、市が発注する小規模な契約の際に、業者選定の対象となる資格を有することとなります。

ただし、名簿登録がただちに業者選定や契約を確約するものではありません。

１－８．登録内容の変更

登録業種の変更や廃業又は住所・代表者氏名等、重要な変更があったときは、ただちに登録変更届を提出してください。

【２】契約に関する事項 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

２－１．本制度により契約することができる範囲

〈工事（修繕工事を含む。）〉　⇒　予定価格 130 万円未満
〈役務(修理など)又は業務 〉　⇒　予定価格 50 万円未満
〈物件借入〉　⇒　予定価格 40 万円未満
〈物品購入〉　⇒　予定価格 80 万円未満

２－２．発注から落札決定まで

発注は事業担当課（発注課）ごとに行います。

一般的な手順は以下となります。

①発注課から選定業者（指名業者）にＦＡＸ等で見積依頼書を送付します。
②指名業者は、締切期限までに見積書を作成し発注課に提出してください。
③複数業者を指名して見積依頼を行っている場合、指名業者の中から最も低い価格を提示した業者を落札者として決定します。

２－３．契約の方法

市と落札者は原則として書面（契約書又は請書）により契約しますが、請負金額によって書面が省略できる場合があります。発注課の指示に従って契約手続きを行ってください。

なお、この制度による契約に係る契約保証金は免除します。

２－４．契約の履行

締結した契約の履行は、市契約規則、その他関係法令に基づき信義にしたがって誠実に履行しなければなりません。

また、締結した契約は原則として自ら履行しなければならず、その全部や大部分の下請け（丸投げ）は禁止します。

２－５．請負代金の支払い

請負代金は履行完了後に市で行う検査に合格した後に書面により請求してください。請求に基づき、原則として口座振込の方法によりお支払いします。

２－６．不正行為等の禁止

契約に関して、独占禁止法・刑法・その他関係法令に違反する行為を禁止します。

また、契約締結後に不正又は不誠実な行為等に関わったことが判明した場合、当該契約解除と併せ、小規模契約希望者登録を取り消します。

【３】申請書等に関する事項 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

３－１．申請書等

（１）必ず用意するもの

①小規模契約希望者登録申請書（様式第１号）

②暴力団等の排除に関する誓約書

③市税の納税証明書又は非課税証明書（いずれか１通）

※　納税証明書は市役所納税課、非課税証明書は市役所税務課で取得できます（有料）。他に、大間々庁舎・教育庁舎・東支所でも取得できます。直近年度のもので、納税証明においては全税目を申請してください。

④未納税額のないことの証明書

※　市役所納税課・大間々庁舎・教育庁舎・東支所で取得できます。

（２）必要に応じ用意するもの（登録希望業種に法的な許可や免許等が必要な場合）

⑤登録証明書等の写し

（例）自動車修理点検にかかる、普通・小型自動車分解整備事業の認定書など

３－２．申請書等及び誓約書の入手方法

（１）みどり市役所笠懸庁舎２階総務部財政課（契約検査係）で配布します。

（２）みどり市ホームページからダウンロードできます。

みどり市ホームページ（ http://www.city.midori.gunma.jp/ ）のトップページより、「組織から探す」＞「総務部」＞財政課内「財政課提供情報表示」＞「令和２・３年度小規模契約希望者登録申請」と進んだページ内に様式「みどり市小規模契約希望者登録申請書及び宣誓書」があります。

３－３．申請書の記載要領

●住所又は所在地

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業している場合には自宅の住所を記入してください。

●商号又は名称

法人の場合、商業登記簿の記載に基づき記入してください。個人事業主の場合、通常使用している商号を記入し、商号が無い場合は記入しないでください。

●代表者職・氏名

法人の場合、商業登記簿に記載された代表者の職・氏名を記入してください。個人事業主で商号がある場合は職を「代表」とし、職・氏名を記入してください。

●印鑑

法人の場合、印鑑登録した会社の代表者印を使用してください。個人事業主の場合、実印である必要はありませんが、ゴム等の変形しやすいものは使用しないでください（シャチハタ等は不可）。

なお、申請書で押印した印鑑は、登録期間中に見積書・請書・契約書・請求書等に統一して使用するものとなります。印影が不鮮明にならないようにしっかりと押印してください。

●電話番号・ＦＡＸ番号

電話及びＦＡＸ番号は、見積依頼などのほか重要な連絡手段となりますので必ず記入してください。

また、昼間連絡の取りやすい電話番号（携帯電話等）がある場合には併記してください。

●希望業種

下記業種の例を参考に、自ら施工（履行）できる業種を５業種以内で記載してください。これが業者選定の基礎情報となりますので、できるだけ具体的に１欄１業種で受注を希望する順序で記入してください。また、下表はあくまで業種の例ですので、例以外の業種が施工・請負できる場合には、例示以外の業種で申請することができます。

なお、法的な許可・免許・登録を要する場合はその名称を記入し、登録証明書等の写しを添付してください。

○「業種の例」

分　　類	業　　種
工事（土木関係） （建築関係） （設備関係）	防護柵　舗装　遊具　交通安全施設等 ガラス　サッシ　網戸　建具　障子　襖　木工　壁 屋根　門扉　雨樋　内装（ｶｰﾃﾝ・ｶｰﾍﾟｯﾄ）　畳　タイル ブロック　塗装　溶接等 電機器具　配線　照明　放送機器　ボイラー　ガス機器 水道　空調等
役務	建物・施設・設備の保守点検　建物・施設・設備の清掃 建物・施設・設備の警備　運送　イベント企画　広告 自動車修理点検　物品修理　看板制作 樹木の剪定管理　害虫駆除　資源回収等
業務	測量　地質調査　コンサルタント　不動産鑑定 土地家屋調査等
物件借入	物品　建設用機械　建物等
物品購入	事務用品類　雑貨　建設資材　花木　写真用品　家具等